

## 規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 電話番号: 03-5253-5854 e-mail: data-kikaku@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和6年4月
事前評価時の想定との比較	<p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていない。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響も発現していない。</p> <p>【事前評価時におけるベースラインの検証】 規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は生じていないことから、事後評価のためのベースラインは、事前評価時におけるベースラインと同様に設定する。</p> <p>【規制(緩和)を継続する必要性】 国内利用者の利益を保護する観点から当該規制の必要性に変化は生じておらず、引き続き、当該規制を維持することが適当であると考えられる。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p>【「遵守費用」の把握】 [事前評価時の測定指標] すでに設立している国内法人を代表者として指定したり、すでに契約している国内の弁護士等を代理人として指定したりすることが可能であるため、追加的な費用は発生しないか、あっても限定的である。</p> <p>[遵守費用] 外国法人等が国内代表者等の指定を行うに当たり、様式への記載に係る費用が発生するものと考えられる。</p> <p>[費用推計との比較] 実際に外国法人等が指定した国内代表者等が、本指定に係る義務を履行するために国内に新たに設置等したものか既存のものなのかの判別は困難であり、精緻な把握はできないこと、また、事前評価時点において、遵守費用を定量化していないことから、事後評価時点と比較することはできない。</p> <p>【「行政費用」の把握】 [行政費用] 国内の電気通信事業者に対して業務改善命令等を行う場合と同様に当該外国法人等の国内代表者等に対して文書を送達することでこれを執行できることとなり、既存の枠組みの中で対応することが可能となるため、追加的な行政費用は発生しないものである。</p> <p>[費用推計との比較] 事前評価時に把握していたとおり、追加的な行政費用は発生していない。</p> <p>【効果(定量化)の把握】 [効果] 外国法人等に対して国内における代表者又は代理人の指定を求めることにより、外国事業者への業務改善命令等を円滑に執行することが可能となり、電気通信事業法の執行の実効性の向上とともに、国内利用者の利益の保護や国内外の事業者間の公正な競争を図るものである。</p> <p>[効果予測との比較] 本件規制の導入後、外国事業者に業務改善命令等を行うべき事案はなかったため、本件規制の効果を定量的に把握することは困難である。</p> <p>【便益(金銭価値化)の把握】 [便益] 金銭価値化が可能でないため、該当せず。</p> <p>[便益推計との比較] 金銭価値化が可能でないため、該当せず。</p>

	<p>【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】</p> <p>〔副次的及び波及的な影響〕 命令文書の送達時以外においても、総務省と外国法人との間の連絡を国内代表者等が仲介することにより、行政手続等の適切な対応が行われる。</p> <p>〔費用推計との比較〕 事前評価時に期待された副次的な影響又は波及的な影響が発現していると考えられる。</p>
考察	<p>上記のとおり、本件規制に伴う遵守費用及び行政費用として追加的な費用は発生しないか、あっても限定的なものである。</p> <p>本件規制は、外国法人等に対して国内における代表者又は代理人の指定を求めることにより、外国法人等に対する電気通信事業法の執行の実効性の向上とともに、国内利用者の利益の保護や国内外の事業者間の公正な競争の確保を図るものであり、その間接的な影響として、会社法の執行の実効性の向上にも貢献しているものである。</p> <p>よって、当該規制の費用は発生しないか限定的である一方で、当該規制により直接的及び間接的に相当の効果があると認められることから、当該規制を維持することが妥当であると考えられる。</p>
備考	